

-----  
**規 則**  
-----

ふぐ取扱い条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第20号**

**ふぐ取扱い条例施行規則の一部を改正する規則**

**第 1 条** ふぐ取扱い条例施行規則（昭和36年高知県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「規定によって」を「規定により」に、「ふぐ処理師受験願書にあっては1通）とし、その」を「ふぐ処理師試験受験願書にあっては、正本1通）を提出者の」に、「営業する場所」を「営業をする場所」に、「経由しなければ」を「経由して提出しなければ」に改める。

第 3 条第 1 号中「規定による合格証書」を「ふぐ処理師試験合格証書」に、「ふぐ処理」を「ふぐの処理」に改め、同条第 2 号中「から第 3 号まで」を「に掲げる者」に改める。

第 4 条中「規定による」を削り、「のとおりとする」を「によるものとする」に改める。

第 5 条中「ふぐ処理師は」を「免許証の交付を受けた者は」に、「亡失したときは」を「亡失したときは、条例第 4 条第 2 項の規定に基づき」に、「知事に」を「知事に免許証の再交付を」に、「この場合において、免許証が損傷したときにおける申請には」を「ただし、免許証を損傷した場合にあっては」に、「添付しなければ」を「添えなければ」に改める。

第 6 条中「ふぐ処理師は」を「免許証の交付を受けた者は」に、「変更したときは」を「変更したときは、条例第 4 条第 2 項の規定に基づき」に、「添付して」を「添えて、」に、「知事に」を「知事に免許証の書換え交付を」に改める。

第 6 条の 2 の見出し中「交付」を「交付手続」に改め、同条中「又は」を「又は営業をする場所の」に改める。

第 7 条第 1 項中「該当するに至ったときは」を「該当したときは」に改め、同項第 1 号中「第 6 条」を「第 6 条第 1 項から第 3 項まで」に改め、同項第 2 号中「失った」を「亡失した」に改め、同条第 2 項中「失そう」を「失踪」に、「、死亡し」を「、当該ふぐ処理師が死亡し」に、「を添えて」を「及び死亡し、又は失踪の宣告を受けたことが記載された戸籍抄本を添えて、」に改める。

第 10 条中「、次に掲げる書類」を「写真（申込み前 3 月以内に、無帽で正面向きの上半身を無背景で撮影した名刺型のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1 枚」に改め、同条各号を削る。

第 11 条中「当該試験」を「試験」に、「、試験」を「、当該

試験」に改める。

第12条中「合格証書」を「ふぐ処理師試験合格証書」に改める。

第13条の見出しを「(身分を示す証票)」に改め、同条中「のとおりとする」を「によるものとする」に改める。

第14条の見出し中「報告」を「報告等の手続」に改め、同条中「報告」を「報告(同条第3項において準用する同条第2項の規定によるふぐ処理師の免許を受けた営業者の営業をする場所の変更の報告を含む。)」に、「よるものとし、当該異動」を「よるふぐ処理師異動等報告書を当該異動又は変更」に、「提出しなければ」を「提出してしなければ」に改める。

別記様式を次のように改める。

**第 2 条** ふぐ取扱い条例施行規則の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

**高知県ふぐ取扱条例施行規則**

第 1 条中「ふぐ取扱い条例」を「高知県ふぐ取扱条例」に改める。

別記第 1 号様式中「ふぐ取扱い条例第 3 条」を「高知県ふぐ取扱条例第 3 条」に、「ふぐ取扱い条例施行規則」を「高知県ふぐ取扱条例施行規則」に、「ふぐ取扱い条例第 5 条第 1 号」を「高知県ふぐ取扱条例第 5 条第 1 号」に改める。

別記第 2 号様式中「ふぐ取扱い条例」を「高知県ふぐ取扱条例」に改める。

別記第 3 号様式及び別記第 4 号様式中「ふぐ取扱い条例第 4 条第 2 項」を「高知県ふぐ取扱条例第 4 条第 2 項」に、「ふぐ取扱い条例施行規則」を「高知県ふぐ取扱条例施行規則」に改める。

別記第 5 号様式中「ふぐ取扱い条例施行規則」を「高知県ふぐ取扱条例施行規則」に改める。

別記第 7 号様式裏面中「ふぐ取扱い条例第 14 条第 1 項」を「高知県ふぐ取扱条例第 14 条第 1 項」に、「**ふぐ取扱い条例**（抜粋）」を「**高知県ふぐ取扱条例**（抜粋）」に改める。

別記第 8 号様式中「ふぐ取扱い条例」を「高知県ふぐ取扱条例」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則中第 1 条の規定及び次項の規定は公布の日から、第 2 条及び附則第 3 項の規定は令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 1 条の規定による改正前のふぐ取扱い条例施行規則別記様式は、同条の規定による改正後のふぐ取扱い条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

3 第 2 条の規定による改正前のふぐ取扱い条例施行規則別記様式は、同条の規定による改正後の高知県ふぐ取扱条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

規 則

◎ふぐ取扱い条例施行規則の一部を改正する規則